

第2次瑞穂町スポーツ推進計画 (後期計画)

スポーツでつながる 輝く元気なまち みずほ

令和5年3月

瑞穂町教育委員会

はじめに

瑞穂町教育委員会では第2次瑞穂町スポーツ推進計画（以下「第2次計画」という。）を、平成30年度から令和9年度までの10年間を計画期間として、平成30年3月に策定しました。

第2次計画の策定時には予期しえなかったスポーツを取り巻く環境が大きく変化しました。

令和元年9月には、ラグビーワールドカップ2019 が日本で開催され、日本代表チームが初の決勝トーナメントに進出し「ワンチーム」をスローガンに戦う姿に、多くの人が感動をしました。

令和2年夏の東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）は、準備が進められてきましたが、令和2年に入り、世界的な規模で新型コロナウイルス感染症の拡大が急速に進み、東京大会の1年延期が決定されました。スポーツイベント等の開催自粛や学校休業が行われる中、同年4月に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発令され、人々の日常生活は一変し、スポーツ活動どころか外出することすら、はばかれるような厳しい状況での生活を送らざるを得なくなりました。

新型コロナウイルスの影響によって、様々なスポーツ活動が中止や延期を余儀なくされ、スポーツに親しむ機会が失われていった一方で、感染症対策を徹底し創意工夫を凝らしながら、スポーツイベントや各種大会を開催してきました。

令和3年夏、東京2020大会が初の無観客で開催され、世界中から集まったトップアスリートによる数々の熱戦が繰り広げられました。

第2次瑞穂町スポーツ推進計画後期計画では、前期計画である第2次計画の基本理念である「スポーツでつながる 輝く元気なまち みずほ」を目指し、基本施策及び主要施策を引継ぎ、国や東京都の計画と整合性をとりつつ東京2020大会のレガシーの継続・発展、コロナ禍でのスポーツ環境の変化への対応を反映しました。

また、町民一人ひとりが元気で生きがいを実感できる地域社会の実現、生活のなかにスポーツを欠かせない存在となること、健康で元気な生活を送ること、このようなまちのなることを目指しています。

年齢や身体状況、経験の有無などに関わらず、誰もが楽しく参加しやすい健康・体力づくり・スポーツの機会の提供やスポーツ環境の整備・維持管理を推進します。さらにスポーツで住民の出会いや喜びを共有できる活動につながり、地域コミュニティの推進に一翼を担えるよう支援します。

結びに、本計画の改定にご尽力をいただきました瑞穂町スポーツ推進計画検討会委員の皆様はじめ、ご協力をいただきました皆様には心から感謝を申し上げます。

令和5年3月

瑞穂町教育委員会

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画改定の趣旨	3
2 計画の位置付け	4
3 計画の期間	6
4 計画策定の方向性	7
第2章 現状と課題	9
1 スポーツに関する施策・事業の実施状況	11
2 課題	14
第3章 理念と方向性	15
後期5年間に向けての計画の理念の検討について	17
1 基本理念	18
2 基本施策	18
3 計画推進にあたっての施策横断的な取組	19
4 目標とするスポーツ実施率	19
5 施策体系	20
第4章 具体的な施策の展開	21
基本施策1 子どものスポーツ・運動・遊びの推進	23
基本施策2 生涯スポーツの推進	25
基本施策3 スポーツによる地域コミュニティの推進	28
基本施策4 スポーツ環境（人材と場）の整備	32
基本施策5 競技力向上の推進	37
第5章 計画の推進にあたって	39
1 施策横断的な取組	41
2 計画の推進体制	43
3 計画の進行管理	43

資料



第 1 章

計画の概要

1 計画改定の趣旨

瑞穂町（以下「町」という。）では、平成 20 年 3 月に「瑞穂町スポーツ・レクリエーション振興計画」を策定し、「みんな元気 健康スポーツのまち みずほ」をキャッチフレーズに、町民誰もが生涯を通じてスポーツや運動を楽しむことができる社会の実現を目指し、これまで様々なスポーツへの取組を行ってきました。

この間、スポーツのもつ価値や社会的役割の重要性の高まりから、国においては、平成 23 年 8 月にスポーツ基本法が施行され、平成 24 年 3 月にはスポーツ基本計画が、平成 29 年 3 月には、第 2 期スポーツ基本計画、令和 4 年 3 月には第 3 期スポーツ基本計画が策定されました。第 3 期スポーツ基本計画では、1. 東京 2020 大会のスポーツ・レガシーの継承・発展に資する 6 つの重点施策 2. スポーツの価値を高めるための新たな「3 つの視点」を支える施策 3. 今後 5 年間に総合的かつ計画的に取り組む 12 の施策を掲げ、すべての人が自発的にスポーツに取り組むことで自己実現を図り、スポーツの力で、前向きで活力ある社会と絆の強い社会を目指しています。

東京都（以下「都」という。）は、令和 3 年度に開催された東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）の機運の高まりや、オリンピック・パラリンピックが社会にもたらす「レガシー（遺産）」が“スポーツの力”として未来の世代に受け継がれていくことを目指し、生涯スポーツの推進や子どもの体力向上に向け、部局を越えた取組を行っています。

町では、平成 30 年 3 月に「第 2 次瑞穂町スポーツ推進計画」を策定し、スポーツの推進に取り組んでいます。

第 2 次瑞穂町スポーツ推進計画は、計画期間を平成 30 年度から令和 9 年度までの 10 年間としています。この計画の中間年である令和 4 年度に第 2 次瑞穂町スポーツ推進計画の改定を行い、後期計画を策定しました。後期計画では、国の第 3 期スポーツ基本計画及び東京都スポーツ推進総合計画を参酌するとともに、スポーツを取り巻く環境の変化や課題に対応するため、町が目指すスポーツ推進の方策を見直し、町のスポーツ施策のさらなる推進を図ります。

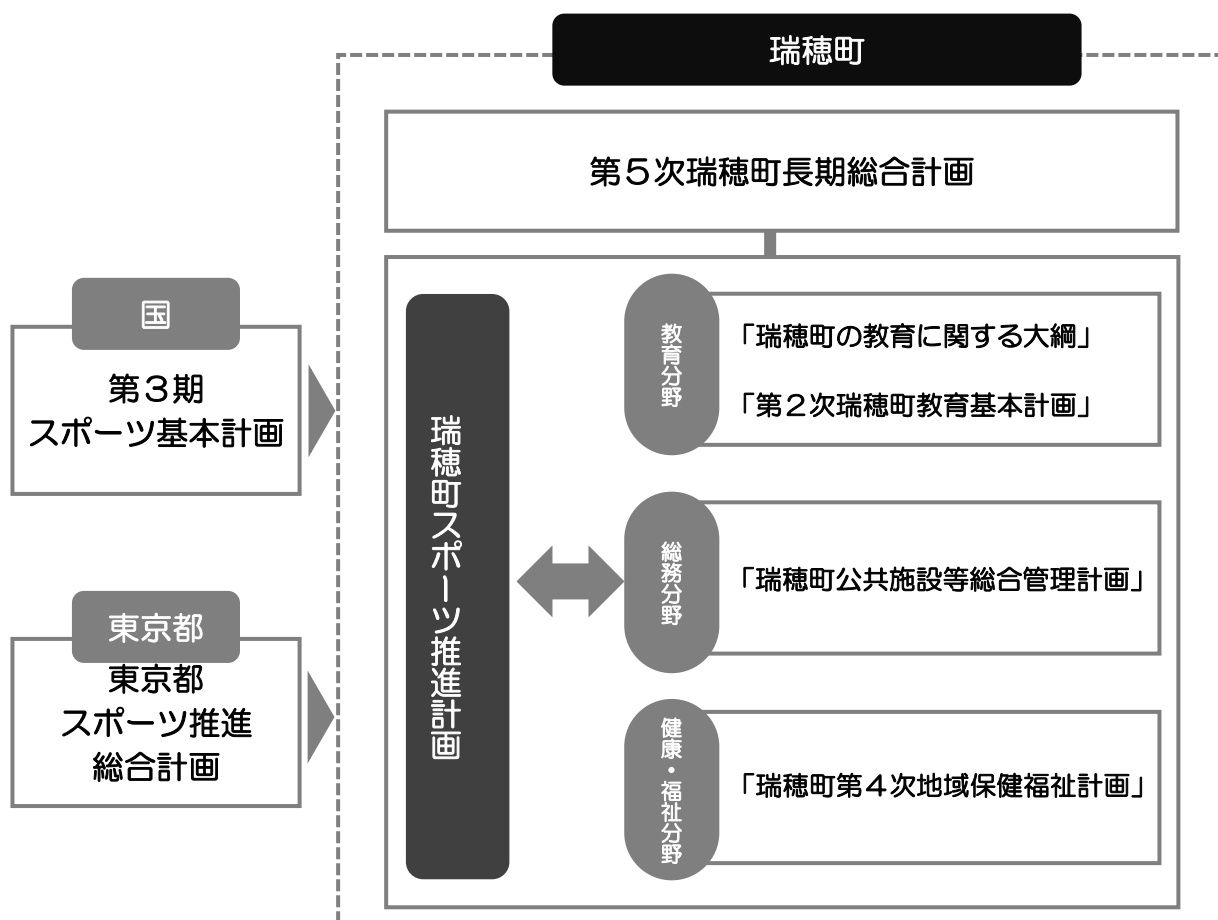
2 計画の位置付け

本計画は、平成23年8月に施行されたスポーツ基本法第10条に明記されている「都道府県及び市町村の教育委員会は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとする」という主旨に基づく計画です。

さらに、本計画では平成30年3月に策定された「東京都スポーツ推進総合計画」に基づき、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しみ、スポーツの力で人と都市が活性化する「スポーツ都市東京」の実現に貢献する計画とします。

なお、本計画に掲げる施策は、「第5次瑞穂町長期総合計画」をはじめとした町の関連計画とも整合性を保ちながら推進していきます。

《本計画の位置付け及び関連計画》



国のスポーツ施策に関する動向	都のスポーツ施策に関する動向
<p>平成 22 年 8 月 スポーツ立国戦略 人（する人、観る人、支える（育てる）人）の重視を前面に打ち出し、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境をハード（施設等）、ソフト（プログラム・指導者等）の両面から整備することを示した。</p> <p>平成 23 年 8 月 スポーツ基本法施行 昭和 36 年に制定されたスポーツ振興法（昭和 36 年法律第 141 号）を 50 年ぶりに全部改正し、スポーツに関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともにスポーツに関する施策の基本となる事項を定める。</p> <p>平成 24 年 3 月 スポーツ基本計画策定 スポーツ基本法の理念を具体化し、今後の我が国のスポーツ施策の具体的な方向性を示すものとして、国、地方公共団体及びスポーツ団体等の関係者が一体となって施策を推進していくための重要な指針として位置づけられる。</p> <p>平成 27 年 10 月 スポーツ庁発足 スポーツを通じて「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む」ことができる社会の実現を目指すため、スポーツに関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進や、事務の調整を行うことにより、政府のスポーツ施策の中核を担う組織として機能する。</p> <p>平成 29 年 3 月 第 2 期スポーツ基本計画策定 （1）スポーツで「人生」が変わる！（2）スポーツで「社会」を変える！（3）スポーツで「世界」とつながる！（4）スポーツで「未来」を創る！を掲げ、「スポーツ参画人口」を拡大し、「一億総スポーツ社会」の実現に取り組む。</p> <p>平成 29 年 5 月 スポーツ施設のストック適正化ガイドライン公表 インフラ長寿命化基本計画や、各区市町村で策定した公共施設等総合管理計画等との整合性をとりながら、スポーツに親しむ環境を整備することを示した。</p> <p>令和 4 年 3 月 第 3 期スポーツ推進計画策定 1. 東京 2020 大会のスポーツ・レガシーの継承・発展に資する 6 つの重点施策 2. スポーツの価値を高めるための新たな「3 つの視点」を支える施策 3. 今後 5 年間に総合的かつ計画的に取り組む 12 の施策を掲げ、すべての人が自発的にスポーツに取り組むことで自己実現を図り、スポーツの力で、前向きで活力ある社会と、絆の強い社会を目指す。</p>	<p>平成 20 年 7 月 東京都スポーツ振興基本計画策定 第 68 回国民体育大会（東京国体・平成 25 年度開催）や、オリンピック・パラリンピック招致を視野に入れた計画には、スポーツが東京に変革をもたらす可能性に着目し、「都市づくりとスポーツ」という観点を盛り込んだ。</p> <p>平成 22 年 7 月 スポーツ振興局の設置 都では、国に先駆けて、これまで複数部署にまたがって行われていたスポーツ施策を一元化し、スポーツ振興局を設置。平成 23 年 4 月からは、有明コロシアムをはじめ、庁内各局で所管していた大規模スポーツ施設を同局に移管した。これにより、「スポーツ都市東京」の実現に向け、スポーツ行政を総合的かつ一体的に推進する体制が整備された。</p> <p>平成 24 年 3 月 東京都障害者スポーツ振興計画策定 行政計画として全国初となる振興計画。障がいの有無にかかわらず、誰でも身近な地域でスポーツを楽しめる環境の整備を重点的に進め、障がい者スポーツの情報を積極的に発信することによりスポーツ活動を促進するとともに、障がいのあるアスリートの競技力向上などを通じて障がい者スポーツへの取組体制の強化を図ることをあげている。</p> <p>平成 25 年 3 月 東京都スポーツ推進計画策定 「東京都スポーツ振興基本計画」を改定し、新たなスポーツの推進指針として策定。計画に基づいた様々な取組を推進することで、2020 年には、世界に誇る成熟都市の模範として、スポーツが都民の日常に溶け込み、スポーツを通じて人々が豊かに暮らせる「スポーツ都市東京」の実現を目指す。</p> <p>平成 30 年 3 月 東京都スポーツ推進計画策定 「スポーツ都市東京」の実現に向けて、3 つ（健康長寿の達成、共生社会の実現、地域・経済の活性化）の政策目標を掲げスポーツを通じてその達成に向けて取り組んでいく。</p> <p>令和 3 年 7 月 東京 2020 年オリンピックパラリンピックの開催 スポーツ施設やインフラ整備だけでなく、代表選考競技会等競技の観戦を機に生まれる運動への参加意欲や本格的なスポーツ実施への動機形成、競技運営へのボランティア意識など、機運が高まることや、このオリンピック・パラリンピックが社会にもたらす「レガシー（遺産）」が「スポーツの力」として未来の世代に受け継がれていくことが期待されている。</p>

国の関連分野に関する動向	都の関連分野に関する動向
<p>(参考)平成25年3月「健康づくりのための身体活動基準2013」及び「健康づくりのための身体活動指針(アクティブガイド)」公表</p> <p>身体活動・運動分野における国民の健康づくりの基本になるもの。主な改訂ポイントは、身体活動(生活活動及び運動)全体に着目することの重要性から、「運動基準」を「身体活動基準」に改称したこと、保健指導で運動指導を安全に推進するために具体的な判断・対応の手順を示したほか、身体活動量(日常生活で体を動かす量の考え方)と運動量(スポーツや体力づくり運動で体を動かす量の考え方)の目標値を定めた。</p>	<p>(参考)東京都健康推進プラン21(第二次)</p> <p>平成25年3月に策定された「東京都健康推進プラン21」では、どこに住んでいても生涯にわたり健やかで心豊かに暮らせる社会を目指し、総合目標として「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」をあげている。これらを達成するための健康づくりを3領域14分野に分け、取組を推進。</p> <p>「領域2 生活習慣の改善」の「②身体活動・運動」で、望ましい姿として、「多くの都民が、身体活動・運動の意義を理解し、健康づくりに理想的とされる1日当たり8,000歩以上の歩行や、週2回以上の習慣的な運動に取り組んでいる」、「地域のスポーツ施設が気軽に利用できるなど運動しやすい環境が整っている」、「あらゆる年代の人が身近なところで気軽に運動を楽しんでいる」ことを掲げている。</p> <p>(参考)「アクティブプラン to 2020」～総合的な子供の基礎体力向上方策(第3次推進計画)(平成28年1月)</p> <p>東京都教育委員会は、長期的に低下傾向にある子供の体力を向上させるため、平成22年度から「総合的な子供の基礎体力向上方策」を展開。オリンピック・パラリンピック競技大会を迎えるに当たって、開催都市にふさわしい、運動・スポーツに親しむ元気な児童・生徒を育成することを目的に、具体的な数値目標を定めて取組を計画するとともに、実践、評価・検証を行い、体力向上を推進する。</p>

3 計画の期間

この計画の期間は、平成30年度からの10年間としますが、計画期間中間年である令和4年度に改定を行い、後期5年間の計画を策定しました。

後期の計画期間は令和5年度から9年度までの5年間です。

《各計画の期間》

		20年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6	7	8	9
国						第1期スポーツ基本計画 (H24-28)					第2期スポーツ基本計画 (H29-R3)					第2期スポーツ基本計画 (R4-R8)					
	都	スポーツ振興基本計画 (H20-24)				東京都スポーツ推進計画 (H25-29)					東京都スポーツ推進総合計画 (H30-R6)										
町	総合計画	第4次瑞穂町長期総合計画 (H23-32)										第5次瑞穂町長期総合計画 (R3-12)									
	スポーツ推進計画	瑞穂町スポーツ・レクリエーション振興計画 (H20-29)					第2次瑞穂町スポーツ推進計画 (H30-R4)					第2次瑞穂町スポーツ推進計画後期計画 (R5-9)									

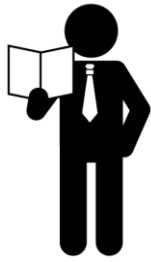
4 計画策定の方向性

第2次瑞穂町スポーツ推進計画後期計画の策定にあたり、現計画の基本理念及び基本施策については計画期間中であることから引き継ぎ、国及び東京都、町の各計画との整合性、東京2020大会のレガシーの構築、スポーツ環境の変化（コロナ禍・学校の部活動の地域移行）への対応を反映しました。

また、町内のスポーツ関係者、学校関係者、学識経験者などで構成する「瑞穂町スポーツ推進計画検討会」を設置し、計画全般にわたり協議及び意見交換を行いました。

なお、本後期計画の素案を公表して、町民を対象に意見募集を実施しました。

第2次瑞穂町スポーツ推進計画後期計画の策定に当たっては、当初計画（第2次瑞穂町スポーツ推進計画）の町民アンケート調査結果や課題、計画の方向性は継続して引き継ぎます。



第2章

現状と課題

1 スポーツに関する施策・事業の実施状況

(1) スポーツ教室・大会、健康づくり事業等の実施状況

町の体育部門や福祉部門、健康部門等で現在実施している主要な事業は次のとおりです。このうち、総合体育大会、駅伝競走大会は、全町的な大会として長年にわたって実施されてきており、町における代表的なスポーツ大会となっています。

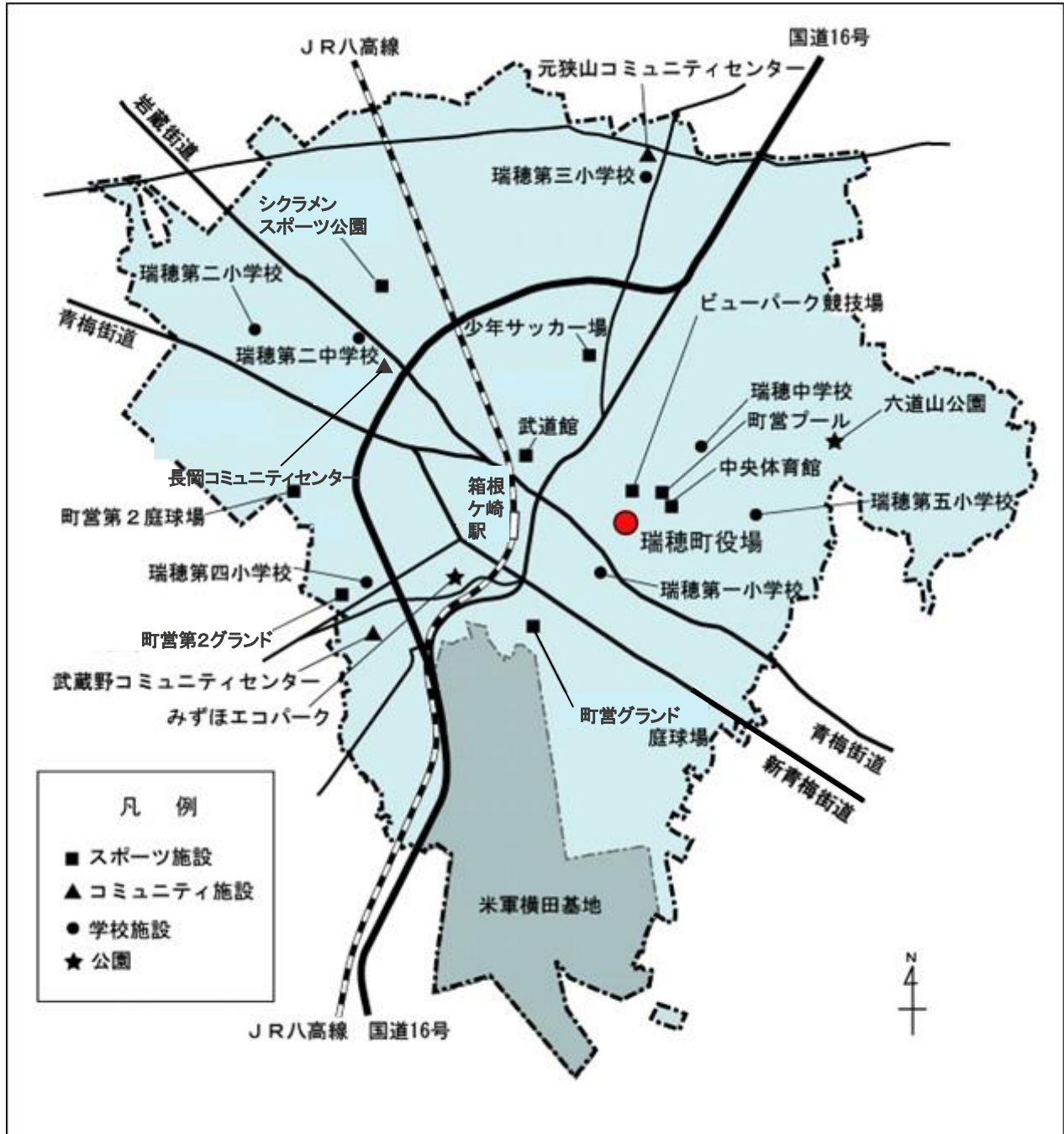
事業区分	実施部門	事業名	事業の概要
スポーツ教室・大会、イベント等	体育部門	ニュースポーツ教室	バランスボール等ニュースポーツの普及のための一般町民を対象とした教室
		スポーツフェスティバル	ニュースポーツや障害者スポーツを通じ健康維持、世代間交流を図る
		総合体育大会	体育協会加盟22団体・20競技の大会
		駅伝競走大会	町内6区間 15.5kmの駅伝競走 町内会の部・一般の部・近郊の部
	福祉部門	ふれあい運動会	障がいがある人とない人との交流大会
		ゲートボール大会	寿クラブ連合会と体育協会の共催で実施
		グラウンドゴルフ大会	寿クラブ連合会で実施
		パタンク大会	寿クラブ連合会で実施
		輪投げ大会	寿クラブ連合会で実施
	健康部門	産業まつり健康コーナー	骨密度の測定と結果の説明
ウォーキング・野外活動等	体育部門	狭山丘陵ウォーキング	狭山丘陵での健脚コースとゆったりコースのウォーキング
		町民ハイキング	毎年コースを変えて実施
		新年歩こう会	六道山周辺のウォーキングイベント
		残堀川ふれあいウォーキング	残堀川沿いをメインとしたウォーキング
		森林健幸ウォーキング	気軽に歩けるコースのウォーキング
		健康エクササイズ	参加型の運動教室
	福祉部門	転倒予防教室	転倒予防に関心があるおおむね60歳以上が参加する
	健康部門	ヘルスウォーキング	健康ウォーキングマップと健康器具を活用したイベント
みずほ健康ポイントあ るってこ		スマートフォンアプリを活用して気軽に健康づくりに取り組める健康ポイント事業	
選手派遣事業・研修事業・表彰事業等	体育部門	都民体育大会、東京都市町村総合体育大会、都民生涯スポーツ大会、都民スポレクふれあい大会、西多摩地域広域行政圏体育大会、都民体育大会冬季大会等の広域の競技会や大会への選手派遣支援	
		主にスポーツ推進委員を対象にニュースポーツ研修会や視察研修等を実施	
		スポーツ競技で顕著な成績を収めた方（個人または団体）を対象に表彰審査会の審査により瑞穂町スポーツ賞を決定し表彰	
	福祉部門	介護予防リーダー養成講座	介護予防に興味があり、活動を主体的に行っていたり地域ボランティアを養成

(2) 体育施設の概要

現在、町内に設置されている主要な体育施設とその概要は次のとおりです。

施設名	競技場面積	内容施設・設備	開設時間	主要な使用種目等
中央体育館	1,087 m ²	1階：競技場 2階：会議室、更衣室、シャワー室	9:00～21:30	各種屋内競技
武道館	453 m ²	剣道場 (240 m ²) 柔道場 (213 m ²) 更衣室	9:00～21:30	剣道、柔道、空手
町営グランド	野球場	管理棟 (100 m ²) 駐車場、公園等 (9,079 m ²) ナイター設備	6:30～21:30	野球 ソフトボール ゲートボール グラウンドゴルフ
	庭球場			
町営第2グランド	野球場	駐車場 (3,630 m ²) 第2駐車場 (918 m ²)	4月～9月 6:30～19:00	野球 ソフトボール ゲートボール グラウンドゴルフ
	ゲートボール場		10月～3月末日 6:30～16:30	
町営第2庭球場	3,161 m ²	コート4面(A～D) 壁打ち 駐車場 (310 m ²)	4月～9月 6:30～19:00	テニス ソフトテニス
			10月～3月末日 6:30～16:30	
瑞穂ビューパーク競技場	11,829 m ²	管理棟 (400 m ²) (会議室、更衣室、シャワー) 観覧席 (513 m ²) ナイター設備	9:00～22:00	サッカー 陸上競技 ゲートボール ラクロス
町営プール	25m プール	管理棟 (180 m ²)	7月～8月の 51日間程度 9:30～17:30	水泳
	小プール			
町営少年サッカー場	6,623 m ²	クラブハウス (116 m ²) (多目的室、更衣室、シャワー等)	4月～9月 6:30～19:00 10月～3月末日 6:30～16:30	サッカー
シクラメンスポーツ公園	9,551 m ²	駐車場	4月～9月 6:30～19:00 10月～3月末日 6:30～16:30	ソフトボール 少年野球
	ソフトボール1面			
長岡コミュニティセンター	トレーニングルーム 61 m ²	駐車場	9:00～21:30	トレーニングマシン等

＜町内のスポーツ関連施設の位置図＞



長岡コミュニティセンター
トレーニングルーム



シクラメンスポーツ公園

2 課題

(1) 課題

平成 29 年に実施した町民アンケート及び関係団体へのヒアリングによって明らかになり、課題は引き続き継続します。

課題1:スポーツが健康な生活に必須であるという意識の向上

◆スポーツ活動の重要性を普及・啓発し、一人ひとりが健康な暮らしのためにスポーツを行う必要性についての意識の向上を図る必要がある。

課題2:幼少期からのスポーツ活動の習慣化

◆町民が生涯を通じてスポーツに親しむために、子どもの頃からスポーツを楽しむ機会を充実し、運動を習慣化させる取組が必要である。

課題3:スポーツを活用した地域コミュニティの活性化

◆地域コミュニティの活性化などの観点も含めたスポーツの推進をしていく必要がある。

課題4:スポーツを支える人材の確保と後継者育成

◆地域の若いリーダーや女性が活躍できる場を広げ、指導者をはじめとするスポーツを支える人材の確保と後継者の育成が必要である。

課題5:障がい者スポーツへの理解と普及促進

◆障がい者スポーツの体験機会、観戦機会を設けて普及や理解促進を図るとともに、障がい者スポーツを支える人材の育成が必要である。

課題6:スポーツ環境の整備とスポーツ施設の維持管理

◆子どもや高齢者、障がいのある方が、自宅や日常的に利用している施設で気軽に取り組めるためのスポーツ環境の整備、安全に使うためのスポーツ施設の維持管理が必要である。

課題7:競技力を向上させる取組の強化

◆競技スポーツにおける個人および団体のパフォーマンスを高めるための、連携や支援が必要である。



第 3 章

理念と方向性

後期 5 年間に向けての計画の理念の検討について

今回の改定の中で、計画の理念、基本施策、計画推進にあたっての施策横断的な取組、目標とするスポーツ実施率、施策の体系について瑞穂町スポーツ推進計画検討会で協議しました。

その結果、具体的な施策では、本章中の理念と方向性については計画を引き続き進め、加筆及び修正を行いました。

「4. 目標とするスポーツ実施率」については、スポーツ庁の「スポーツの実施状況等に関する世論調査」によると、令和3年度に成人の週1回以上のスポーツをする実施率は56.4%であり、成人の過去1年間に1度もスポーツをしていないスポーツ未実施者は18.0%でした。スポーツ実施率は、平成29年度以降少しずつ上昇をし令和2年度では59.9%まで上昇したものの令和3年度では3.5ポイント下降し56.4%になりました。

また、スポーツ未実施者も平成29年度には23.8%占めていましたが平成30年度には17.8%まで下がった後に、再び上昇に転じ18.0%となりました。

一方、町のスポーツイベントの参加数では、令和元年後から参加数の減少に転じ令和2年度に最低の参加数となり、令和3年度では参加者が増加しています。

体育施設利用者数についても同様な推移となっています。

令和2年2月頃から新型コロナウイルス感染が騒がれはじめ、緊急事態宣言など市民の行動制限や3密回避などの感染対策が求められるようになりました。今後、新型コロナウイルスの感染状況を注視しつつ、併せて基礎的な感染対策を講じながらのスポーツ活動が想定されます。現在、スポーツについてもコロナ禍前の活動を取り戻しつつあります。

このように、コロナ禍でのスポーツをする環境は厳しい状況下にあり、好転は期待するものの依然としてコロナ禍を意識せざるを得ない状況は、続くと思われます。以上のことを踏まえると、スポーツ実施率70%の目標値は後期計画においても妥当と判断しました。

コロナ禍におけるに人数

(単位：人)

	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
イベント参加者	3,155	677	6,107	7,417
体育施設利用者	200,492	168,091	225,852	248,372
合計	203,647	168,768	231,959	255,789

1 基本理念

スポーツには、体を動かすことにより一人ひとりが健康に過ごすための基礎体力を育む力や、参加することやチームでプレイすることなどを通じて、人と人、仲間やコミュニティどうしをつなげる力があります。また、人々がスポーツをしている姿は、生き生きと輝き、見ている人の暮らしや人生をより豊かにする力があります。

一人ひとりの生活のなかにスポーツが欠かせない存在となること、健康で元気な生活を送ること、このようなまちになることを目指し、以下を本計画の基本理念とします。

基本理念

スポーツでつながる 輝く元気なまち みずほ

2 基本施策

基本理念に沿って、子どもから高齢者まで、また、障害の有無にかかわらず生涯にわたって日常的にスポーツ活動を楽しみ、スポーツを通じて社会への参加や、仲間や地域のコミュニティとの絆を強めることができるよう、以下を基本施策として設定します。

基本施策

基本施策1 子どものスポーツ・運動・遊びの推進

基本施策2 生涯スポーツの推進

基本施策3 スポーツによる地域コミュニティの推進

基本施策4 スポーツ環境(人材と場)の整備

基本施策5 競技力向上の推進

3 計画推進にあたっての施策横断的な取組

計画の確実な推進にあたっては、分野ごとの施策の着実な取組に加え、横断的な視点で検討していくことが重要です。このような視点から次のとおり5つの取組を示します。

また、平成27年国際サミットで採択されたSDGs（令和12年を年限とする17の持続可能な開発目標）を踏まえ推進していきます。

施策横断的な取組

- (1) 住民との協働の充実
- (2) 関係団体等との連携の充実
- (3) 庁内関係部署との連携・調整組織の確立
- (4) 相談や情報提供活動等の推進
- (5) 健康スポーツ社会実現に向けた広報・啓発活動の強化

4 目標とするスポーツ実施率

本計画における数値目標は次のとおりです。



(参考) 国や都の現状値と目標設定

	現状値	目標値
国	56.4% (令和3年度調査)	70% (令和8年度)
東京都	56.3% (平成28年度調査)	70%維持 (令和2年度以降)
瑞穂町	60.4% (平成29年度調査)	70% (令和9年度)

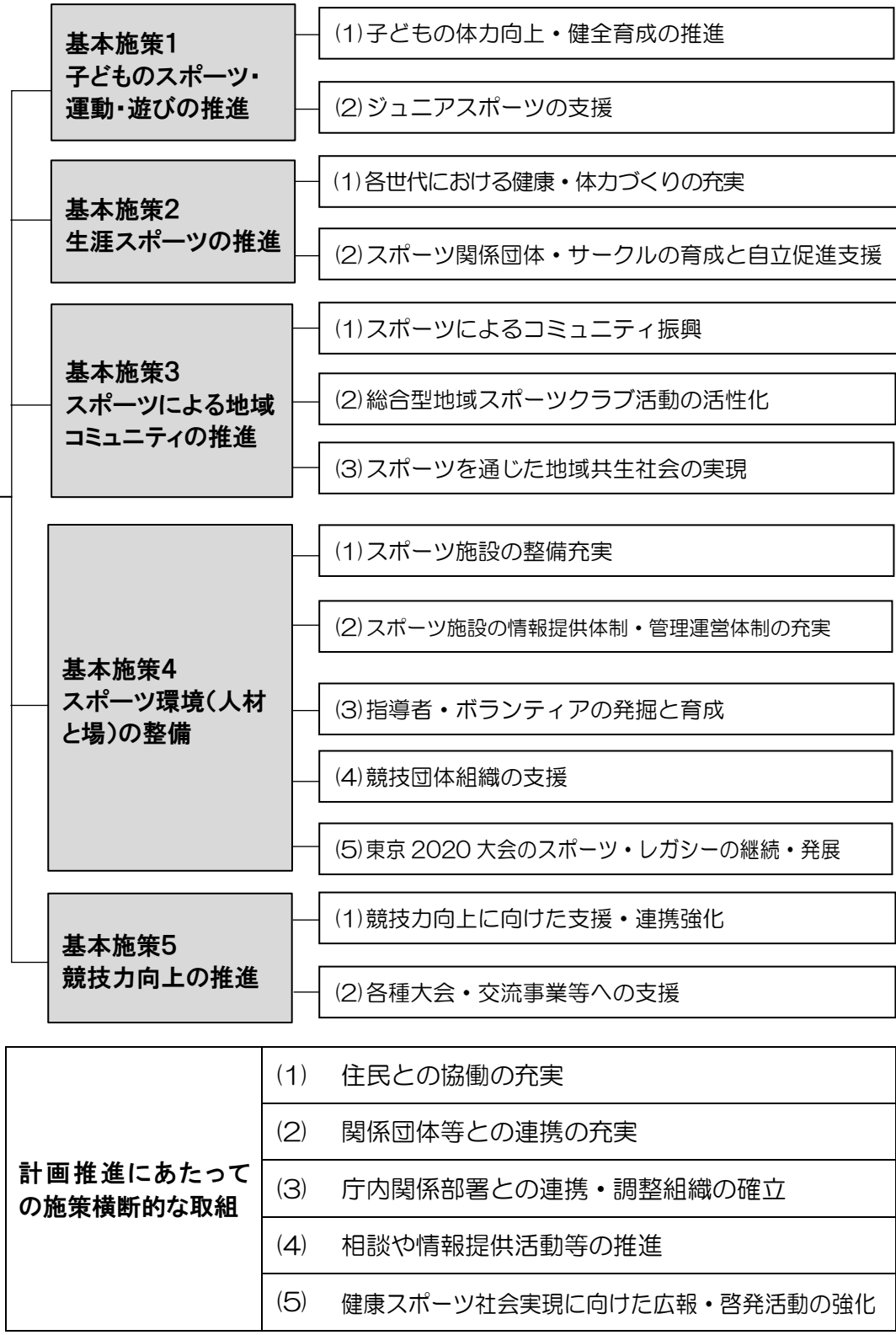
5 施策体系

基本理念

基本施策

主要施策

スポーツでつながる
輝く元気なまち
みずほ





第4章

具体的な施策の展開

基本施策1 子どものスポーツ・運動・遊びの推進

子どもの頃にスポーツにふれ、好きになることは、コミュニケーション能力の向上や、協調性を学ぶ上で大切であり、大人になってからのスポーツ実施率を高め、生涯を通じた運動習慣を身につける基礎にもなります。

スポーツ庁が国公私立の小学校5年生及び中学校2年生を対象として実施した令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果によると、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の一因もあり、令和元年度末から児童・生徒を取り巻く環境が一変した結果、全国的に子どもの体力レベルの低下傾向が明らかとなりました。

学校や地域において、子どもたちが自然に身体を動かしたくなる場や機会を充実させるとともに、ジュニア競技スポーツへの支援を促進します。

(1) 子どもの体力向上・健全育成の推進

①子どもが体を動かしたくなる場や機会の充実

- ・ 学校教育における、体育の学習だけでなく、体を動かす機会を充実させ、児童・生徒が自ら積極的にスポーツを楽しむ環境づくりを促します。
- ・ 運動が苦手な子どもやスポーツ習慣のない子どもへのアプローチとして、気軽にスポーツを楽しめる機会の提供を推進します。
- ・ 東京2020大会によるスポーツの機運向上も踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて減少したスポーツ機会を取り戻し、子どもたちの体力低下傾向の食い止めに向けて、スポーツをする機会の提供を推進します。
- ・ 子どものニーズに対応できるよう、誰もがひとしく参加できるスポーツ、レクリエーション等の活動も含めて、多種多様なスポーツの機会の提供を促進します。
- ・ 幼児期からの運動習慣を形成するため、保護者・保育者等に対し、幼児期における運動の重要性を発信します。

②スポーツを通じた青少年の健全育成

- ・児童・生徒の発達期に応じたスポーツプログラムや野外活動プログラム等を開発及び拡充し、体験教室等の実施につなげるよう努めます。
- ・スポーツを観ること、企画・運営に携わることのできるスポーツ大会・イベント等への参加機会を増やし、青少年のボランティア意識の醸成を図ります。
- ・子どもたちが参加する大会等についても、既存の運営・実施方法にとらわれず、安全・安心な形で開催されるよう推進していきます。
- ・スポーツ団体等と連携し、総合型地域スポーツクラブ、競技団体、スポーツクラブ等の地域における子どものスポーツ実施の場を担う関係団体において、運動・スポーツ指導者の資質向上や相互派遣、活動の場の調整等について連携・協力を促進します。

③運動部活動の支援

- ・運動部活動におけるスポーツ機器・用具の交換、修理・改善、大会等の参加、大会出場旅費の補助等の支援体制を継続します。
- ・部活動の機会を確保するために、体育施設使用の支援や複数校による合同練習会の開催の推進を図ります。
- ・部活動の運営主体を学校から地域へ移行する流れを踏まえ、部活動に関する仕組みについて適切なものとなるよう関連する団体等と連携して取り組みます。

(2) ジュニアスポーツの支援

①ジュニア競技スポーツへの支援

- ・競技力を高めるため、クラブ及びチームの指導者に対する研修会を積極的に行い、ジュニアアスリートの育成に努めます。

②スポーツ障害の予防

- ・特に学齢期に多いスポーツ障害に関して、適切な対応や栄養指導、リスクマネジメント等豊富な知識を有する指導者の育成を図ります。

基本施策2 生涯スポーツの推進

年代別のスポーツ実施率は、働く世代・子育て世代の20～50代で落ち込む傾向があります。また、テレワークの浸透や外出制限等により運動不足やそれを一因とする脂質異常、高血圧、肥満等の生活習慣病、メンタルヘルス不調の課題が増加しています。

働き盛りや子育て世代が日常的にスポーツに取り組みにくい状況の中、多様なニーズや年齢、体力、目的にあったスポーツ環境の提供が求められています。子育て世代や女性が参加しやすく、高齢者の介護予防・生きがいづくりにつながる事業を推進していきます。地域のスポーツ指導者の育成と支援、スポーツ推進委員協議会（以下「スポーツ協議会」という。）によるウォーキング事業等の啓発や健康集会の開催等、日常的な運動の必要性について広く周知を図るとともに、町民それぞれのライフスタイルやニーズを意識しながら、スポーツ活動の機会を創出していきます。

（1）各世代における健康・体力づくりの充実

①子育て世代や女性が参加しやすい健康・体力づくり事業の推進

- ・子どもと大人がともに楽しむことができる親子ファミリースポーツプログラムの実施等女性が参加しやすい環境を整備するとともに、女性のスポーツ活動参加意識を高める啓発を行います。
- ・子育て中の親がスポーツ活動に参加できるよう、教室やイベントでの保育室の設置や、親子参加型事業の実施等、環境整備を図ります。
- ・児童館や保健センターをはじめとした福祉・健康に関する関連部署との積極的な連携を図ります。
- ・子育て世代が、隙間時間等に気軽にスポーツに取り組める環境づくりを推進します。

②働き盛り世代の健康・体力づくりの推進

- ・機能的に体を動かせるトレーニング室やウォーキングコースの整備、低運動量のリフレッシュスポーツプログラム、生活習慣病予防のためのスポーツ指導・相談体制や体力テスト、体力づくりプログラム等、働き盛り世代の健康・体力づくりを推進します。
- ・運動するつもりはあるが、余暇の時間が少なく時間の確保が難しいため、実際の行動に移せない層へのアプローチを検討します。
- ・働く世代に対して、通勤時間や休憩時間等を活用した、運動習慣づくりを促します。

③高齢者の介護予防につながる健康・体力づくりの推進

- 世代を超えて参加・交流できるニュースポーツやウォーキング等の普及啓発事業を実施します。
- 高齢者の体力・特性等に配慮したスポーツ教室や、どこでもできる健康体操・筋力体操等、スポーツ指導・相談をはじめ、体力に応じたスポーツプログラムの提供に努めます。
- 高齢者を対象としたスポーツ大会の開催や日常の運動活動の成果を発表する場を創出するとともに、高齢者に対するスポーツに関する広報・啓発活動を活発に行い、高齢者の生きがいづくりにつなげます。
- 高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止の推進の観点から、運動器の機能向上をはじめとした取組について、高齢者支援センターをはじめとする関係機関と連携します。
- 特に高齢者のスポーツ活動への参加を促すことで、「運動器の健康維持」をめざし生活の自立促進を支援します。



瑞穂ボッチャ大会

(2) スポーツ関係団体・サークルの育成と自立促進支援

①団体や組織の充実強化と自立促進の支援

- 団体間の交流促進や活動内容の充実支援を行います。新しい競技団体の立ち上げや、指導者の育成、財政的基盤やマネジメント力の強化等、自主的な活動体制の強化を図ります。
- 地域のスポーツ指導者の育成と支援、スポーツ協議会によるウォーキング事業等の啓発や健康集会の開催等、日常的な運動の必要性について広く周知を図るとともに、町民それぞれのライフスタイルやニーズを意識しながら、スポーツ活動の機会を創出していきます。

②地域活動の発掘と組織化の推進

- 組織されていないサークル等、地域活動の実態を把握し、未組織サークルに対しての施設利用の調整支援や、指導者派遣の実施を行います。



けんこう
森林健幸ウォーキング

基本施策3 スポーツによる地域コミュニティの推進

スポーツを通じた交流によって生まれる一体感は、地域コミュニティの形成に寄与し、地域全体の活性化にもつながります。地域の様々な団体と連携・協働しながら、地域コミュニティによるスポーツの推進をより一層進めます。

町内には、総合型地域スポーツクラブ「ミズホ笑夢（エム）スポーツクラブ」が平成23年から活動しています。町民がライフステージに応じて継続的にスポーツを行い、世代を超えて交流できる場として、町民へのさらなる周知と参加促進を図ります。

また、町内会・自治会や地区連合会が主催する運動会やソフトボール等の大会に施設の提供や技術支援等の支援を行います。

東京2020大会を契機とした町民等のスポーツへの関心の高まりを、「スポーツ・レガシー」としてスポーツによるまちづくりの取組に反映させ、それを将来にわたって継続するよう推進します。

(1) スポーツによるコミュニティ振興

①地域団体が実施するスポーツ活動の充実

・地域コミュニティ団体やPTAなどの地域団体が実施するスポーツ活動を支援します。また、町内のグラウンドゴルフや、地区のソフトボール大会など町内会活動の支援を行います。

②全町的なスポーツイベントの実施

- ・定期的にスポーツフェスティバルや駅伝競走大会等を開催し、地域の結束力を高める機会であるにとらえ、地域間の交流の場を創出します。
- ・ウォーキングなど誰もが気軽に参加・体験できるスポーツイベントを、町民のニーズを踏まえながら開催していきます。また取組の中で障害者スポーツやスポーツ・レクリエーション等、多様なスポーツを紹介することで認知度向上を図り、だれもが楽しむことができるスポーツを普及していきます。

(2) 総合型地域スポーツクラブ活動の活性化

①総合型地域スポーツクラブの周知

・総合型地域スポーツクラブについて、町民や関係団体に対して広報・啓発活動を持続的に行い、周知を図ります。

②総合型地域スポーツクラブの運営支援

- ・運営基盤整備とともに、スポーツ指導者やスポーツボランティア等の人材確保について、側面から支援します。
- ・運営体制の強化や行政との連携が課題となっており、町民のニーズに合わせたスポーツをするための場、プログラム、指導者等の環境の充実を図ります。



第47回瑞穂町駅伝競走大会

(3) スポーツを通じた地域共生社会の実現

①活動施設のバリアフリー化の推進と指導者等の養成・確保

- 東京都が実施している障がい者スポーツ指導員養成講習会の受講を推奨する等、障がい者のスポーツ活動の指導者を確保する取組を行います。
- スポーツ施設・設備のバリアフリー化の推進や、障がい者のスポーツ活動を支えるスポーツボランティア体制の構築など、環境整備を進めます。

②障がい者スポーツの推進

- ふれあい運動会等、障がいのあるなしにかかわらず、交流を促進するスポーツ教室やスポーツイベントの充実を図ります。
- 全国レベルの競技スポーツを目指す選手の支援体制の整備に努めます。
- 障がい者スポーツ事業の取組について、事業の相談・実施の支援・指導員等の派遣及びスポーツ用具の借用など（公社）東京都障害者スポーツ協会と連携して取り組みます。
- 障がい者が身近な場所でスポーツを実施できるよう、スポーツ協議会や体育団体とも連携を図りながら、スポーツ実施環境の整備に取り組みます。また、障がい者スポーツ用具の整備・利用促進に取り組みます。



ふれあい運動会

③スポーツを通じた女性の活躍促進

- 女性スポーツ指導者が活躍しやすい場づくりやシステムを構築し、スポーツ大会やスポーツイベントの企画や運営において、女性が中心メンバーとして参画し活躍できるよう支援します。

基本施策4 スポーツ環境（人材と場）の整備

IT化の進展の中、新型コロナウイルス感染症のまん延による外出自粛の影響も受け、デジタル環境の整備が急速に進展するとともに、屋内でできる活動に対する需要が高まりました。

スポーツにおけるDX（デジタル・トランスフォーメーション）の導入は、情報化・IT化が進展する中で、スポーツを「する」観点においても、「みる」観点においても、VRやAR等を活用してリモートでも楽しめるような新たなスポーツ機会の可能性があります。

また、健康上の理由や障がい等のため外出が困難な人たちが、地域コミュニティの一員としてスポーツ活動を楽しめるよう、リモートによるスポーツの場の可能性もあります。

町民の誰もが、それぞれの体力や技術、興味や目的に応じて、身近な地域でスポーツを楽しむためには、スポーツ環境の整備が不可欠です。体育館や競技場だけでなくコミュニティセンター等、さらには町内で盛んなウォーキング、ジョギングに対応するコースの整備、施設開放の促進といったハード面（場）と、利用しやすい管理運営体制の確立や情報発信、指導者やボランティアの育成等のソフト面（人材）、この両面の整備を進めていきます。

（1）スポーツ施設の整備充実

①コミュニティ施設や周辺自治体施設等との連携関係の充実

- スポーツ施設のみならず、多くの町民が集まるコミュニティセンター等の活用を促進し、スポーツ活動の場の拡充に努めます。
- 周辺自治体と連携し、スポーツ施設の相互利用関係が充実するよう努めます。

②全町的な施設の管理運営

- 中央体育館をはじめとする町体育施設の管理業務を委託している特定非営利活動法人瑞穂町体育協会（以下「体育協会」という。）への支援を行います。
- 高齢者や障がい者がいつでもスポーツに親しむためには、屋外でのスポーツとともに屋内でのスポーツが不可欠です。高齢者や障がい者が利用しやすいバリアフリーに配慮した屋内運動施設の整備拡充が求められます。誰もが利用しやすい新たな施設整備について研究を進めます。
- 耐震工事が完了している中央体育館は、災害時の指定避難所となっているため適切な維持管理を行います。しかし、中央体育館は土砂災害警戒区域にあることから同じ場所での改築は考えにくく利用者の安全を守るために、新たな機能を備えた体育館の新設を検討します。
- 屋外プールや野球場、サッカー場、庭球場等の既存施設については、施設の老朽化や町民ニーズに即して計画的に改修や設備の更新を進めます。

③野外活動施設等の整備充実

- ・みずほきらめき回廊ルートや都の遊歩道を活用するとともに、既存コースの改修・整備や新コースの開発・整備に努めます。
- ・ウォーキングマップなどの作成・普及を図り、イベントの開催など利用を促す仕組みづくりや、町民への広報・啓発を進めます。
- ・町内各地の広場・公園等に町民の健康活動等の実施を促す活動プログラム例の掲示や活動実施のための簡易な改修等について検討します。
- ・町の健康事業と連携を図り、町民に向けた健康の意識向上や健康維持・増進に努めます。

④学校体育施設開放の充実

- ・身近な地区単位のスポーツ活動の拠点として学校施設の一層の有効活用を図るため、効率的な管理運営の推進を図ります。
- ・学校施設については備え付けのスポーツ用器具・備品の充実などを計画的に進めます。

(2) スポーツ施設の情報提供体制・管理運営体制の充実

①施設・活動等の情報提供体制の充実

- ・施設や活動内容について各種スポーツ情報のネットワーク化・一元化を図り、情報収集・提供基盤などの情報システムの充実に努めます。
- ・健康に関する情報やスポーツ教室やスポーツイベントの情報、施設の空き情報、指導者の情報、競技結果の情報など町民ニーズを的確に捉え、これまでの広報紙等の紙媒体が中心の情報提供だけでなく、インターネットによるリアルタイムな情報提供システムの整備など、多様な提供方法を検討していきます。

②効率的な管理運営体制の検討

- ・スポーツ施設の運営に関して、民間活力及び指定管理者制度の導入について研究し、より効率的・効果的な施設管理のあり方を研究します。
- ・新たな使用料の収納システムの導入を検討し、利用者の利便性の向上に努めます。

(3) 指導者・ボランティアの発掘と育成

①指導者・ボランティアの発掘

- ・各競技団体や体育協会等と連携し、地域にどのような人的資源があるのか等の情報を収集し、広く町内からスポーツ指導者・スポーツボランティアの募集・登録を進めるような仕組みづくりを検討します。
- ・スポーツ分野で知識・経験をもつ人への「総合人材リスト」登録を促し、その活用及び拡充に努めます。
- ・東京 2020 大会を契機としたボランティア活動への参加気運の維持・継続のため、イベント等にボランティアの募集を行います。

②指導者研修の充実

- ・スポーツ指導者を対象に、新しい情報や専門的な知識・技能を身につけるための講習会の実施や研修への派遣等を実施します。
- ・ニュースポーツ等の公認指導者や障がい者のスポーツ活動の指導者、ジュニアなどの競技スポーツ指導者の育成等の専門講習会や研修への派遣を実施します。

③スポーツ協議会の活動奨励と登録ボランティアの活動機会の拡充

- ・地域におけるスポーツ活動の一層の充実を図るため、スポーツ協議会の積極的な活動を奨励し、資質向上のための研修会を開催します。
- ・スポーツ協議会や体育協会等によりスポーツボランティアの実践指導の機会の確保を図るとともに登録ボランティアの活動機会の拡充に努めます。
- ・スポーツ推進委員の活動状況について、積極的な広報活動を実施して「活動の見える化」を促進することで、スポーツ推進委員に対する認識・理解を促進し、地域にふさわしい成り手の確保を図ります。

(4) 競技団体組織の支援

①体育協会の支援と連携強化

- ・傘下に22団体を擁し、スポーツ活動の発展に大きく寄与している体育協会の活動を支援するとともに、各種事業実施における連携を強化します。

(5) 東京2020大会のスポーツ・レガシーの継続・発展

①共生社会の実現や多様な主体によるスポーツ参画の促進

- ・東京2020大会の開催をきっかけに、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、町民の誰もが様々な面からスポーツに関心と親しみを持つよう、きめ細かい情報提供を目指します。
- ・誰もが「する」「みる」「ささえる」スポーツの価値を享受し、様々な立場・状況の人とともにスポーツを楽しめる環境の構築を通じ、スポーツを軸とした共生社会を実現します。

②大会後のレガシーの構築

- ・東京2020大会の開催で醸成されたスポーツへの機運が、一過性のものでおわらず、町民の長期的な健康づくりやスポーツ活動の推進につながっていくような活動に努めます。



東京2020オリンピック聖火リレー

③スポーツに関わるものの心身の安全・安心確保

- スポーツ活動中の熱中症予防を推進するとともに、様々なイベント等において協力団体や競技団体等と連携を取りながら熱中症予防を推進していきます。
- 町のスポーツの重要な担い手であるスポーツ協議会や体育協会、学校の指導者などの運営スタッフや指導者等を対象とした研修会において、スポーツによる怪我や事故防止等の啓発を推進します。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、各施設に消毒液などを継続して配置し、施設を安心安全に使用できるよう取り組みます。また感染状況や関係機関と連携して適切な施設の運営管理を実施します。

④「みる」スポーツの推進

スポーツを「みる」ことは、楽しみや喜びを感じたり、感動したり、気分転換、ストレス解消などの効果があります。またスポーツ観戦を通じて選手に対する尊敬や憧れを抱き、自らスポーツに親しむきっかけにもなります。直接競技場などに出向いて観戦する場合は多くの観客と興奮や感動を共有できるほか、入場料や関連グッズの売り上げなど経済効果を生み出します。その他にも子どもや友人が実施する競技の観戦やテレビやインターネット配信、ラジオなど幅広くスポーツに触れる環境があります。町の駅伝競走大会やウオーキングイベント、総合体育大会など、情報発信して「みる」スポーツの魅力を伝えます。

基本施策5 競技力向上の推進

東京 2020 大会等の国際競技大会や、国民体育大会、障害者スポーツ大会などの全国規模の競技会におけるアスリートの活躍は、人々に感動を与え、スポーツへの関心を高め、次世代へとつなげる町の活力を生み出します。一般部門のみならずジュニア、シルバー（マスターズ）、障がい者部門も含めて、本格的に競技力の向上を目指すアスリート、スポーツ団体のネットワーク化や選手発掘、各種大会や交流事業への支援を図り、スポーツ環境の底上げと充実を目指します。

（1）競技力向上に向けた支援・連携強化

①競技力向上に向けた関係諸団体との連携の強化

- 一般部門だけでなくシルバー（マスターズ）部門やジュニア部門、障がい者部門等も含めて本格的に競技力の向上を目指すスポーツ団体等のネットワーク化を図ることを目指し、各団体間の情報交換等を進めます。
- 全国的レベルの競技スポーツを目指す周辺市町村の団体等との連携を図ります。

②競技力向上支援の実施

- 体育協会等と連携を図って競技力向上のための講習会やトップアスリートを招いた練習会、指導者講習会などを開催します。また、講習会等を通して有望選手の発掘を目指します。
- 全国大会などの競技会に出場する選手に対して競技活動への支援に努めます。

（2）各種大会・交流事業等への支援

①各種大会等の実施や選手派遣等への支援

- 総合体育大会や駅伝競走大会等の各種大会の開催や広域的な競技会等への選手派遣についての支援を促進します。
- スポーツ活動を通じた他地域との大規模な交流事業についての支援に努めます。

②表彰事業等の推進

- 「瑞穂町スポーツ賞」として、スポーツ活動の振興に大きく寄与した団体・個人を表彰する等、スポーツ振興のためのインセンティブ事業の推進を図ります。



第5章

計画の推進にあたって

1 施策横断的な取組

(1) 住民との協働の充実

町は平成26年10月に「瑞穂町協働宣言」を策定しました。「自立と協働」のまちづくりの実現に向けて、町に関わる多くの方が世代や立場を越えて協力し合い事業を推進していくことが重要です。町民と町が一体となりスポーツ推進体制を確立していくにあたり、本計画やその後の進捗状況などの情報の共有を図ります。また、主要施策・事業の計画や地域のスポーツ環境の整備等にあたっては、懇談会の開催や住民ニーズ把握のための調査を適宜実施するなど、地域住民の意見を計画に反映する取組を進めていきます。

(2) 関係団体等との連携の充実

スポーツ環境を充実させるためには、行政や学校、地域スポーツクラブ、企業など、地域における様々な主体が、スポーツ推進に関連し、それぞれがもつ様々な資源を最大限活用しつつ連携・協働して取り組んでいくことが重要です。町でも、体育協会やスポーツ協議会をはじめとする関係団体等との定期的な協議を実施し、意向把握の充実に努めます。

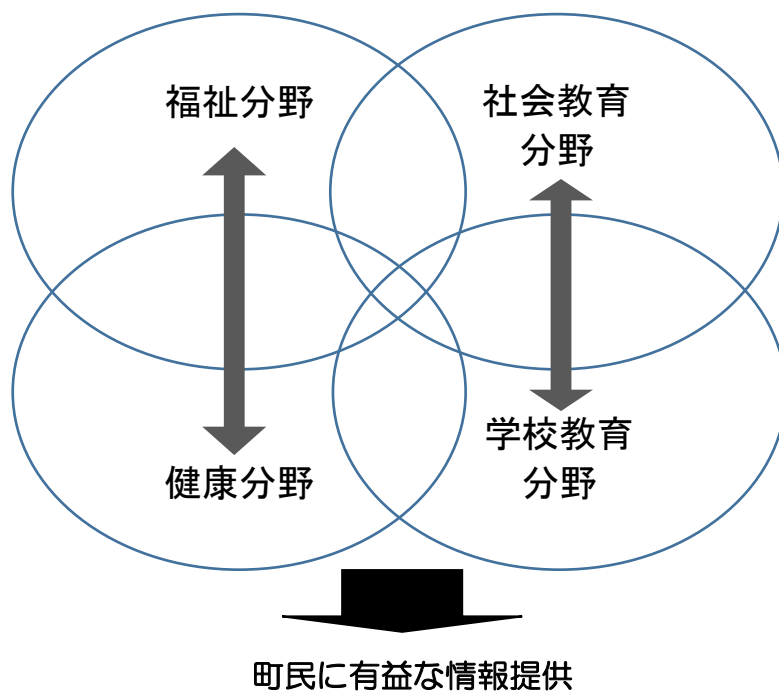
(3) 庁内関係部署との連携・調整組織の確立

町では、「健康づくり」「子どもの体力づくり」「障がいのある人のスポーツ振興」「高齢者の介護予防につながる健康・体力づくり」などスポーツの推進に関する事業を複数の部署でそれぞれ展開しています。これら取組を一層効果的に推進するために、庁内に、福祉、健康、学校教育、社会教育等の関係部署等で構成される連絡・調整組織を確立し、日常的な情報交換や連携を図りながら、本計画に掲げた各種施策・事業の効率的な推進に努めます。

(4) 相談や情報提供活動等の推進

町が発信するスポーツの情報で知りたい情報の上位にスポーツ関連施設の利用方法や概要、また、スポーツに関する団体やサークルの情報が挙げられています。スポーツに関わる人を増加させるには、まず基本情報の伝達の充実を図ることが大切です。本計画の推進に関しても、住民や関連団体・企業等からの相談にきめ細かく対応するとともに、各種情報の一元的な管理と提供の充実に努めます。

【各分野が連携した相談や情報提供活動推進のイメージ】



(5) 健康スポーツ社会実現に向けた広報・啓発活動の強化

健康とスポーツに関する効果的な広報・啓発活動に必要な情報の収集と整理に努め、町民一人ひとりに必要な情報を行き渡らせるための体制づくりに努めます。スポーツの実践と健康に関する啓発を進めるとともに、関連したスポーツ団体の活動状況や各種イベント等の情報を、広報紙などの紙媒体やインターネット等のメディアを有効活用して周知していきます。スポーツを通じた健康増進や人間関係づくりをすすめることで、人々の生きがいを創出し、健康スポーツ社会の実現を目指します。

2 計画の推進体制

本計画の実現に向けては、町民、地域、学校、スポーツ関連機関、関連団体、企業、町が互いに連携・協力しあいながら、一体となって推進することが重要です。それぞれが役割を認識し、連携・協働をより一層強め、計画の実現に向けて積極的に取り組んでいくことが求められます。

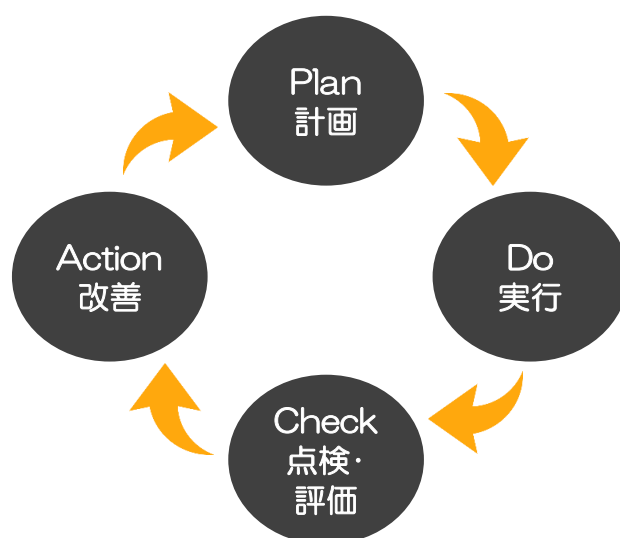
そのために、本計画の周知を図るとともに、スポーツに関連する情報の共有を図り、計画の実現性が高まるよう努めます。

また、国や都のスポーツ施策の状況、第5次瑞穂町長期総合計画や関連計画に基づく施策の進捗状況を把握し、本計画の円滑な実施を図ります。

3 計画の進行管理

本計画の施策の進捗状況及び成果を把握するために、検証の目安となる目標値について数量的な点検をするとともに、施策・事業の内容について定期的に確認・点検を行い、必要に応じて施策・事業の見直しや改善を行います。

《計画の点検・評価（PDCA サイクル）のイメージ》





資料編

1 第2次瑞穂町スポーツ推進計画（後期計画）策定経過

期 日	項 目	内 容
令和4年11月24日	第1回瑞穂町スポーツ推進計画検討会	委嘱状及び辞令書の交付、座長、副座長の選任、改定スケジュールについて、改定案提示
令和4年12月8日	改定案意見等締め切り	
令和4年12月15日	第2回瑞穂町スポーツ推進計画検討会	意見等の報告及び検討、修正案提示、改定素案
令和5年1月4日～ 令和5年1月18日	パブリックコメント	閲覧場所：町HP、社会教育課窓口
令和5年1月25日	第3回瑞穂町スポーツ推進計画検討会	改定案決定
令和5年3月16日	庁議	第2次瑞穂町スポーツ推進計画（後期計画）の改定報告

2 瑞穂町スポーツ推進計画検討会委員名簿

◎座長 ○副座長

(順不同、敬称略)

所属(団体)	役職	氏名
スポーツ推進委員	スポーツ推進委員協議会会長	◎西村 元
スポーツ推進委員	スポーツ推進委員協議会副会長	原 幸子
体育協会役員	体育協会会長	○石山 正志
体育協会役員	体育協会副会長	牧野 壽義
小・中学校長会	瑞穂町立第三小学校校長	藤森 慎一
青少年委員	瑞穂町青少年委員会委員長	前田 哲宏
学識経験者	瑞穂農芸高等学校保健体育科 主任教諭	霜越 則孝
学識経験者	教育委員会教育指導課長	小林 洋之
公募による委員	(瑞穂町子ども連合会会長)	水口 悦子
公募による委員	(ミズホ笑夢スポーツクラブ)	小松 揚明
町職員	企画部長	大井 克己
町職員	協働推進部長	小作 正人
町職員	福祉部長	福島 由子
町職員	教育部長	小峰 芳行

3 瑞穂町スポーツ推進計画検討会要綱

〔 令和4年8月25日
教育委員会告示第17号 〕

(設置)

第1条 第2次瑞穂町スポーツ推進計画（以下「推進計画」という。）の計画期間は平成30年から令和9年までの10年間としている。策定から5年後に見直しを行い、新たな計画を策定するため、瑞穂町スポーツ推進計画検討会（以下「検討会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 検討会は、教育委員会が推進計画の見直しをするために必要な次に掲げる事項を提言する。

- (1) 各計画との整合性を図ること。
- (2) 東京2020大会後のレガシーの構築を図ること。
- (3) スポーツ環境の変化（コロナ禍等）への対応を図ること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、推進計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する構成員14

人以内をもって組織する。

- (1) 瑞穂町スポーツ推進委員 2人以内
- (2) 特定非営利活動法人瑞穂町体育協会役員 2人以内
- (3) 瑞穂町立小・中学校校長 1人
- (4) 瑞穂町青少年委員 1人
- (5) 学識経験者 2人以内
- (6) 公募による委員 2人以内
- (7) 町職員 4人以内

(任期)

第4条 構成員の任期は、第2条に規定する提言をもって、終了する。

2 構成員に欠員が生じた場合の補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第5条 検討会に座長及び副座長1人を置き、構成員の互選により定める。

2 座長は、構成員の意見交換を進行し、取りまとめる。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会の会議は、座長が招集する。

2 検討会の会議は、公開するものとする。

(部会)

第7条 検討会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会の構成員は、次の職にある者をもって充てる。

- (1) 企画部企画政策課長
- (2) 協働推進部協働推進課長
- (3) 福祉部福祉課長
- (4) 福祉部高齢者福祉課長
- (5) 福祉部健康課長
- (6) 教育部学校教育課長
- (7) 教育部統括指導主事
- (8) 教育部社会教育課長

3 第1項の部会に部会長及び副部会長を置く。

(謝礼)

第8条 構成員に謝礼を支給しない。

(庶務)

第9条 検討会の庶務は、教育部社会教育課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から起算して2月を超えない範囲内において初めて招集される検討会の会議の日から施行する。ただし、次項の規定は告示の日から施行する。

(準備行為)

2 第3条に規定する構成員の依頼について必要な行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

用語集

	用語	説明
え	SDGs（エスディーズ）	Sustainable Development Goals（サステイナブル・デベロップメント・ゴールズ）の略称で、持続可能な開発目標のこと。国際連合の加盟国193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた国際目標。貧困対策など、取り組むべき17のゴール(目標)・169のターゲット(方向性)から構成され「誰一人取り残さない」ことを誓っている。
か	介護予防	高齢者が要介護状態等となることの予防または要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止を目的として行うもの。 単に高齢者の運動機能や栄養状態といった心身機能の改善だけではなく、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、それによって一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援して、生活の質の向上をめざす。
き	協働宣言	町に関わる多くの人が、世代や立場の壁を越えて対等に協力し合う「自立と協働」のまちづくりを実現していくための、ひとつの道しるべとして、平成26年10月8日に策定した宣言のこと。
け	健康寿命	人の寿命において、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。
し	指定管理者制度	公の施設の管理運営を、営利企業をはじめとする団体に包括的に代行させることができる制度のこと。管理者は民間の手法を用いて、弾力性や柔軟性のある施設の運営を行なうことができる。
	生涯スポーツ	生涯を通じそれぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも親しむことができるスポーツ。
す	スポーツボランティア	地域におけるスポーツクラブやスポーツ団体において、報酬を目的としないで、クラブ・団体の運営や指導活動を日常的に支える人のこと。
そ	総合型地域スポーツクラブ	身近な地域でスポーツに親しむことができ、地域住民によって主体的に運営される新しいタイプのスポーツクラブのこと。子どもから高齢者まで（多世代）、さまざまなスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者から上級者までそれぞれの志向に合わせて参加できる（多志向）という特徴をもつ。
	総合人材リスト	瑞穂町の各地域で、多くの人が互いに生涯学習やまちづくり活動を学ぶことができるよう、さまざまな知識や経験をもつ人材の情報を収集したリストのこと。
て	DX（デジタル・トランスフォーメーション）	ICT（Information&Communication Technology,インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジーの略称、情報や通信に関する技術の総称）の浸透が人々の生活をあらゆる面でよい方向に変化させること。
に	ニュースポーツ	近年行われるようになった比較的新しいスポーツ種目の総称。力の限界に挑戦するのではなく、触れ合いと楽しみを追及し、体力、技術、性別、年齢に左右されず、だれとでもできるなどの特徴がある。
ひ	PDCA サイクル	業務を計画どおりすすめるとともに、継続的に改善するための管理手法の1つ。Plan（計画：従来の実績や将来の予測などをもとにして業務計画を作成する）-Do（実行：計画に沿って業務を行う）-Check（評価：業務の実施が計画に沿っているかどうかを確認評価する）-Action（改善：実施が計画に沿っていない部分を調べて改善をはかる）の4段階からなることから、その頭文字をつなげたもの。
み	みずほきらめき回廊ルート	狭山池上流部とさやま花多来里（かたくり）の郷、けやき館などの拠点と、町の自然と人々が育んできた資源をルートでつなげることにより、回遊性を高め、観光の振興を図る。

第2次瑞穂町スポーツ推進計画（後期計画）

令和5年3月発行

瑞穂町教育委員会 教育部 社会教育課

〒190-1292 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地

Tel : 042-557-7071 Fax : 042-557-2693

E-mail : syakai-kyoiku@town.mizuho.tokyo.jp
